

【2025年度入学者対象】入学前に修得した単位の認定について (文化構想学部・文学部)

2025年4月1日
文学学術院事務所

文化構想学部・文学部の**1年次に正規生として入学した学生**で、入学前に早稲田大学の他学部、早稲田大学以外の大学等（短期大学・高等専門学校含む）で修得した単位がある場合、希望者に限り、定められた期間内に本人が申請し教授会にて適当と認められたもののみ、所属学部の卒業所定単位への算入単位として認定を行います。認定を希望する学生は以下の要領を熟読のうえ、所定の期間内に手続きを行ってください。

1. 単位認定の概要

対象者について

2025年度に1年生として入学した正規生、もしくは1年生として再入学した正規生

認定単位数について

認定は在学中に修得できる他箇所設置科目の修得制限単位数の範囲内にて行います。在学中に履修・卒業算入を希望する他箇所設置科目がある場合は、申請する単位数について注意してください。またこの制度による認定単位数は当該学期の科目登録制限単位数には含まれません。

	他箇所設置科目修得制限単位数 ※自由科目は除く
文化構想学部	36
文学部	36

例:入学前修得単位が10単位認定された場合、卒業算入できる他箇所設置科目は26単位までとなります。

認定区分・評価について

認定単位はすべて「他箇所設置科目（講義）」として算入され、評価は「**N（認定）**」となります。そのため、GPA算出の対象からは除外されます。また認定単位は成績証明書には記載されません。

認定対象となる教育機関と必要書類について

認定の対象となる単位の修得機関は以下の通りです。修得機関別に必要な書類が異なりますので、間違いのないように注意してください。書類に不備がある場合は受け付けません。なお、書類はすべて原本が必要です（コピー不可）。また一度提出された書類は返却できません。

単位修得機関		提出書類
①	早稲田大学の他学部	・成績証明書 ・退学証明書
②	早稲田大学特別聴講制度（高校生）	・特別聴講学生成績報告書（当学グローバルリサーチセンター発行のもの）
③	日本国内に所在する早稲田大学以外の大学・短期大学	・成績証明書 ・退学証明書
④	日本国外に所在する大学・短期大学	・成績証明書（英文） ・退学証明書（英文） ・当該大学の概要が分かる資料（英文） →当該国の学校教育制度において、学士号もしくは準学士号の修得が可能なが確認できる内容が含まれていることが望ましい。 ・上記の書類が英文以外の場合、和文もしくは英文の翻訳【翻訳が正しいことの証明を公的機関で受けることが必要】 ・当該大学での学習内容・専攻等について説明したレポート（A4サイズ1枚程度・書式自由）
⑤	日本国内に所在する高等専門学校	・成績証明書 ・退学証明書

- 大学・短期大学（日本国外に所在するものも含む）の場合、当該大学で学位取得のために修得した単位は認定できません（卒業した大学・短期大学の単位は認定をしません）。
- 高等専門学校については、3年次修了以降に卒業をせず退学した場合で3年次修了以降（4年次～5年次）に修得した単位、もしくは専攻科の単位のみが認定の対象となります。

認定結果の発表について

認定結果は、教授会承認後、第1回受付分は春学期成績発表時（9月初旬）に、第2回受付分は秋学期成績発表時（3月初旬）にWeb成績照会画面にて発表します。

その他の注意事項

- 保健体育科目（スポーツ理論含む）は文化構想学部・文学部では卒業所定単位に算入されないため、認定できません。
- 当制度による認定単位は進級に必要な単位としては換算されません。
- 高校生特別聴講制度にて文化構想学部・文学部設置科目を受講し、単位認定を受けた場合でも、正規生として入学後、同一科目が設置されている場合に、当該科目を再度受講することは可能です。
- 2年生以上の学生ならびに2024年度以前に入学した未進級者は対象外です。
- 申請時に休学、留学をしているなど、学籍状態が在学ではない場合は申請できません。

2. 申請期間・持参物

【第1回受付期間】

2025年4月21日（月）～5月23日（金） 事務所開室時間内

【第2回受付期間】

2025年9月18日（木）～10月22日（水） 事務所開室時間内

【持参物】

- 学生証
- 入学前修得単位認定申請書（指定書式）
⇒文化構想学部・文学部ホームページの「在学生の方へ」成績・進級・卒業」よりダウンロードし、あらかじめ記入しておいてください。
- 上記1. 単位認定の概要「認定対象となる教育機関と必要書類について」で説明した単位修得機関別に指定された書類

提出書類等について不明な点がある場合は、必ず申請期間以前に文学学術院事務所に問い合わせてください。申請期間終了までに不備が解消されない場合、書類は受理しません。その場合、翌年度以降に再度申請することはできませんので注意してください。

以 上